

入 札 説 明 書

この入札説明書は、本入札について、この入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 公告日 2025 年 10 月 23 日

2 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 HR ジョイントシステム 一式
- (2) 購入物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 2025 年 12 月 31 日
- (4) 納入場所 (地独) 栃木県立がんセンター本館地下 1 階 ME 室

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）による栃木県競争入札参加資格者で、業種分類「医療用機器」で登録をしている者であること。
- (3) 2025 年 10 月 31 日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 購入物品の故障等の障害に対して、修理、調整、代替品の手配等障害復旧に向けた具体的対応（以下「障害復旧対応」という。）について、次の条件を満たしていること。
 - ① 購入物品の障害復旧対応に係る当センター職員からの電話連絡に対し 10 分以内に受信できる体制であること（土曜日、日曜日及び祝日を除く 9:00～18:00 に限る）。
 - ② 当センター職員が必要と判断した場合は、3 時間以内に障害復旧対応に着手できる体制であること。

4 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-0834 栃木県宇都宮市陽南 4 丁目 9 番 13 号
地方独立行政法人栃木県立がんセンター財務課 電話 028-658-5894
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
2025 年 10 月 31 日 午前 9 時 00 分
地方独立行政法人栃木県立がんセンター管理棟 1 階 事務局打合室 1
- (3) 入札方法
2 の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (4) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加申請書（様式第1号）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 2025年10月29日 午後5時

期限までに入札参加申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、2025年10月30日までに入札参加資格確認通知書（様式第2号）により通知（FAX または E-mail）する。

(3) 仕様書等に関する問い合わせ先等

ア 問い合わせ先

〒320-0834 栃木県宇都宮市陽南4丁目9番13号

地方独立行政法人栃木県立がんセンター 財務課 青木

電話 028-658-5151 FAX 028-658-5669 E-mail hideaoki@tochigi-cc.jp

イ 問い合わせ期間

公告の日から2025年10月29日までの平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(4) 入札の無効次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 同一の入札について2人以上の代理をした者のした入札

ウ 同一の入札について同一の入札者の代理をした者のした入札

エ 同一の入札について同一の入札者が2通以上した入札

オ 記載事項が不明瞭で判読できない入札

カ 契約責任者が無効として定めるもの

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行ったものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ イの同価の入札を行った者のうち、くじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

エ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 入札回数

2回までとする。ただし、競争入札の結果、落札者がなかったときは、予定価格等が同じ条件で直ちに最低価格の入札者を随意契約の相手方として決定できるものとし、納入の意志がある場合は、見積書の徴取を2回まで実施できるものとする。

(8) 代理人による入札参加希望者は、代理人をして入札を行わせるときは、委任状を提出すること。

以上